



平成 19 年 1 月 16 日

各 位

会社名 駒井鉄工株式会社
代表者名 取締役社長 須賀 安生
(コード番号 5915 東証・大証第 1 部)
問合せ先 専務取締役兼専務執行役員
海老澤 正博
(TEL. 03-3833-5101)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、国土交通省及び日本道路公団が発注する鋼鉄製橋梁工事に対する独占禁止法違反事件について刑事判決が確定したことに伴い、平成 19 年 1 月 15 日付で、国土交通省近畿地方整備局より下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件につき、株主の皆様、お客様並びに関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

当社といたしましてはこの処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けた取り組みを引き続き最重要課題と位置付け、法令遵守の徹底を図るべく全役職員に対する教育・研修を継続し、併せて内部管理体制の機能強化を推し進め、早期の信頼回復に向け努力してまいります。

記

1. 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止の対象となる営業の範囲

鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 期 間

平成 19 年 1 月 30 日から平成 19 年 3 月 15 日までの 45 日間

2. 業績に与える影響

今回の処分が当社の業績に与える影響につきましては、平成 18 年 11 月 17 日の中間決算発表時に公表いたしました業績予想数値に変更はございません。

以 上